

週刊 日本医事新報

Japan Medical Journal

No.4574

2011年
(平成23年)

12月24日

プライマリケア・マスターコース

その場の1分、その日の5分

小児喘息は大人になれば治るのか?

薬剤師に聞く! 服薬のコツ 市中肺炎編 ほか

質疑応答

妊婦に使用可能な抗アレルギー薬・抗ヒスタミン薬・禁忌薬

透析患者のインフルエンザ予防接種

NEWS

どうなる? 診療報酬改定 改定率巡り大詰めの攻防





尼崎発

長尾和宏の

町医者で行こう!!

第10回

もし全国の医師が被災地に「ふるさと納税」したら

東日本大震災から9カ月が経過した。津波の被害地域では高台移転に悩み、原発事故の被害地域では先が見えない風評被害に喘いでいる。筆者は阪神大震災の経験から孤独死を懸念し、拙書『共震ドクター』（共著、エピック）にて、仮設住宅での引きこもり、アルコール依存症、うつへの対応や個人の二重ローン問題解消、震災孤児への支援等を提案してきた。

寒い冬を迎えた今、被災地に行かずともできる支援を提案したい。世の中には様々な寄付や義援金があるが、経費がほとんどかからず確実に被災者に届く顔の見える義援金がある。正確には義援金ではなく、ほとんどが住民税として処理できる「ふるさと納税」だ。

1円も届かなかった義援金

16年前、阪神大震災で居住していた古いマンションが被災した。全国の友人・知人から「義援金を寄付したからね」との嬉しい便りを頂いた。しかし結局義援金は1円も届かなかった。何故か。住居が壊滅地区にあったため全壊、半壊が多く、マンションの自治会長として役所に文句を言っても「一部損壊で我慢してくれ」という言葉に引き下がらざるを得なかったからだ。結局、全壊と半壊には義援金が配分されたが、一部損壊は無視された。補修費だけでも百万円単位の支出を要したが義援金は届かなかった。

阪神を経験した者として、義援金とはその

ようなものだと知っているの、私は被災自治体に直接寄付をしてきた（実はそれが今回の「ふるさと納税」であることは後で知った）。福島県相馬市の「震災孤児支援基金」だ。

相馬市がいち早く条例を制定し義援金の受け皿を作ったので、この先駆的試みを成功させようと広く呼び掛けた。先日、立谷秀清・相馬市長（医師）から、義援金が奨学金として渡った子供たちの集合写真を見せて頂いた。涙が出た。寄付してよかった！という実感が込み上げてきた。

知られていない「ふるさと納税」の趣旨

「ふるさと納税」は2008年4月に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」という一見地味な法律に基づく。しかし日本における税金の制度改革として革命的なものだ。安倍晋三内閣時代に菅義偉総務相の指示の下、内閣参事官だった高橋洋一氏が設計した。

これは住民税を納める自治体を納税者が自由に選べる制度であるが、この法律の革新性は日本初の「税額控除」である点にあることはあまり知られていない。筆者は役所や税務の専門家にこの制度について聞いて回ったが、彼らの中でさえこの制度に詳しい方は皆無であった。さらに実際にこの制度を利用した人が極めて少ないことも知った。

たとえば1000万円の所得のある人がどこかの自治体に100万円寄付したとしよう。も

し所得控除なら所得から100万円引かれるので、税率が20%とすれば本来納めるべき税金から20万円が控除されるだけだ。すなわち納税者はこの寄付行為に対して80万円を持ち出すことになる。

一方、税額控除の場合は、所得ではなく支払うべき税金から引かれることになる。本来納めるべき200万円の税金から100万円が控除されることになるのだ。この税制の本当の狙いは所得税においてNPO法人や独立行政法人への寄付を税額控除できる仕組みだったが、財務省の抵抗で断念された。しかしこの趣旨こそ、今回の震災に活かすべきだ。

税額控除の実際

ふるさと納税では、まず自分が義援金を送りたい市町村を決める。振込先はインターネットで簡単に見つけることができる。漠然と「〇〇市町村」に寄付をしてもいいし、「〇〇市町村の△△支援条例」と具体的に選んで寄付をしてもいい。送金すれば自治体から証明書付の領収書が発行される。これを確定申告すれば、所得税は寄付金控除、住民税は税額控除が受けられる。

合計の控除率は所得と納税額によって異なり、概ね60~99%となる。地方税である住民税の住民税所得割額の1割が限度なので、多額の寄付をした場合は控除率が低くなる。ちなみに年収1000万の人が10万円寄付した場合は99%が控除される。

以下、簡単な控除率の試算を示す。

- ①年収1500万円の4人家族が100万円寄付した場合、控除率は53%。寄付額18万円の場合の控除率は99%
- ②年収2000万円の4人家族が100万円寄付した場合、控除率は58%。寄付額26万円の場合の控除率は99%

控除率は概ね8~9割程度と覚えておけばよいだろう。

医師が「ふるさと納税」する意味

「ふるさと納税」は、自分の出身地でなくとも可能である。平均的な勤務医がもし20万円寄付すればその98%が税額控除される。自治体への、経費がほとんどかからない寄付、それが「ふるさと納税」なのだ。まさに、顔の見える被災地支援ができる。

あくまで個人の住民税に対する税額控除であり、法人は対象外だが、勤務医も開業医も同じように寄付できる。「もしドラ」ではないが、もし全国の医師が医師会や大学や医局単位で一斉に被災自治体に「ふるさと納税」したらどうなるだろうか。医師数100人の病院の医師全員が20万円ずつ「ふるさと納税」しただけで2000万円もの寄付になる。もし大学病院が取り組めば億単位の寄付が可能だ。しかも経費がほとんどかからない。このようなことができる職能団体はおそらく医師だけではないだろうか。被災地に喜ばれ、持ち出しは僅か。費用対効果は抜群だ。

「ふるさと納税」は今後の税制を先取りした制度。個人的には、税額控除率を本来の趣旨通りに100%にしてほしいと願う。さらにそれをもし非常時には120%とするならどんなに素晴らしい制度になるのだろうか。被災地へのお金の分配は政治を通じての上流から下流への配分だけでなく、医局や大学病院単位での直接分配もあり得るのだ。

ふるさと納税は年末までに行えば翌年の納税時に控除が受けられる。善は急げ。こんな非常時には、すでに存在する社会制度を有効に活用したい。医師会をはじめ大学の指導者や医局長先生には、被災地への「ふるさと納税」の呼びかけを是非ともお願いしたい。

なお かずひろ：1984年東京医大卒。95年、尼崎市に複数医師による年中無休の外来・在宅ミックス型診療所「長尾クリニック」を開業。近著に『蘭学医・関寛斎 平成に学ぶ医の魂』（エピック）など。